

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ニチレキグループ株式会社			コード	5011
提出日	2025/6/3	異動（予定）日	2025/6/27		
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	小林 修	社外取締役	○													○		有
2	渋谷 晴子	社外取締役	○													○		有
3	城處 琢也	社外取締役	○													○		有
4	福田 美詠子	社外取締役	○													○		有
5	蟹谷 勉	社外取締役	○													○		有
6	川手 典子	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		小林修氏は、公認会計士及び税理士として企業会計、税務における豊富な経験、実績と知見を有しております。同氏は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しています。また、独立性基準に抵触せず、属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると判断しており、独立役員として指定しております。
2		渋谷晴子氏は、弁護士として会社コンプライアンスをはじめ企業法務に関する専門知識と豊富な経験、実績と知見を有しております。同氏は、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行っており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しています。また、独立性基準に抵触せず、属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると判断しており、独立役員として指定しております。
3		城處琢也氏は、弁護士として会社再建や企業法務に係る豊富な経験と実績、及び会社経営に関する相当程度の知見を有しております。同氏は、公正かつ客観的な独立の立場から、当社取締役会において的確な提言・助言を行っており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しています。また、独立性基準に抵触せず、属性情報の該当状況の説明にありますとおり、独立性を有していると判断しており、独立役員として指定しております。
4		福田美詠子氏は、企業の経営及びマーケティング部門に携わった豊富な経験と専門知識を有し、特に経営コンサルタントとして市場調査・分析・戦略策定に高い専門性を有しております。同氏は、これまでの組織マネジメントおよびリサーチ分野における豊富な経験、実績と知見を活かし、当社取締役会において的確な提言・助言を行っており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しています。また、独立性基準に抵触せず、属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると判断しており、独立役員として指定しております。
5		蟹谷勉氏は、税理士として税務をはじめとした会社経営に関する専門知識と豊富な経験を有しております。公正かつ客観的な独立の立場で、同氏の知見を当社の適正な監査等に活かしていただきたいと考えており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しています。また、独立性基準に抵触せず、属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると判断しており、独立役員として指定しております。
6		川手典子氏は、公認会計士及び税理士として会社の財務、会計における豊富な経験、実績と知見を有しております。同氏は、M&A・組織再編を中心に、事業承継コンサルティング・事業再生アドバイザーなどの業務にも精通しており、その高い専門性と豊富な経験を一層の適正な監査等に活かし、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しています。また、独立性基準に抵触せず、属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると判断しており、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。